

平成30年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成30年8月28日（火曜日）

議事日程第1号

平成30年8月28日（火曜日）午前10時開会

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期決定
- 第3. 提出議案の説明
認定第1号から認定第16号まで 16件
議案第118号から議案第132号まで 15件
- 第4. 議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第5. 先決を要する提出議案に対する質疑
- 第6. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第7. 委員長審査報告
- 第8. 議案第121号 由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第122号 水林浄化センター機械電気設備長寿命化工事請負契約の締結について
- 第10. 議案第124号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第11. 議案第125号 平成30年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）
- 第12. 議会改革特別委員会の中間報告
- 第13. 閉会中の委員会活動報告

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（25人）

1番 阿部十全	2番 岡見善人	3番 正木修一
4番 伊藤岩夫	5番 今野英元	6番 佐々木隆一
8番 佐々木茂	9番 三浦晃	10番 高野吉孝
11番 佐藤義之	12番 小松浩一	13番 伊藤順男
14番 長沼久利	15番 吉田朋子	16番 佐藤健司
17番 佐々木慶治	18番 渡部功	19番 大関嘉一
20番 佐藤勇	21番 湊貴信	22番 伊藤文治
23番 高橋和子	24番 高橋信雄	25番 三浦秀雄
26番 渡部聖一		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	阿 部 太津夫
副 市 長	九 嶋 敏 明	監 査 委 員	鈴 木 祐 悦
教 育 長	佐々田 亨 三	企 業 管 理 者	藤 原 秀 一
総 務 部 長	原 田 正 雄	企 画 調 整 部 長	佐 藤 光 昭
市 民 生 活 部 長	茂 木 鉄 也	健 康 福 祉 部 長	今 野 政 幸
農 林 水 産 部 長	遠 藤 晃	商 工 観 光 部 長	堀 良 隆
建 設 部 長	佐々木 肇	由利本荘まるごと営業本部事務局長 兼まるごと売り込み課長	田 口 民 雄
スポーツ・ヘルスマッション 推 進 部 長	袴 田 範 之	由利総合支所長	齊 藤 友 治
大内総合支所長	加 藤 安 明	教 育 次 長	武 田 公 明
消 防 長	齊 藤 郁 雄		

議会事務局職員出席者

局 長	鎌 田 正 廣	次 長	長 鎌 田 直 人
書 記	高 橋 清 樹	書 記	古 戸 利 幸
書 記	佐々木 健 児	書 記	成 田 透

午前10時00分 開 会

○議長（渡部聖一君） おはようございます。

ことしの夏は本市の最高気温を記録するなど異常なまでに暑く、体調管理はもとより農作物等の管理においても大変であったことと思います。また、甲子園での金農フィーバーに沸いた別の意味でも熱い夏でありました。この後は涼しい秋に向かいますが、季節の変わり目でもありますので、市民の皆様には体調管理等十分御留意されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまより平成30年8月20日告示招集されました平成30年第3回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の会議に入ります。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告はお手元に配付しておりますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、認定第1号から認定第16号までの16件、議案第118号から議案第132号までの15件、請願第2号並びに陳情第5号の計33件であります。

また、会期中、議案の追加提出が予定されております。

○議長（渡部聖一君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（渡部聖一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、16番佐藤健司君、17番佐々木慶治君を指名いたします。

○議長（渡部聖一君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から9月21日までの25日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月21日までの25日間と決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第3、提出議案の説明を行います。

認定第1号から認定第16号までの16件、議案第118号から議案第132号までの15件の計31件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

今市議会定例会におきましては、平成29年度各会計決算の認定並びに本年度各会計補正予算を中心に議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして諸般の報告を申し上げます。

初めに、8月5日からの大雨災害についてであります。

当市においては、鳥海地域において農業施設等の被害が10件報告されておりますが、幸いにも人的被害は発生しておりません。市といたしましては、これら被害の復旧に全力で対応してまいります。

次に、由利本荘アリーナの開館準備についてであります。

6月に完成した由利本荘アリーナにつきましては、7月からミズノグループによる指定管理が始まり、来る10月1日のオープンに向け、着々と準備を進めているところであります。

また、8月2日から9日にかけて開催された施設見学会では、市内各地域から312人の参加があり、13日から15日までの特別公開では2,704人の方においでいただきました。

次に、農業関係についてであります。

ことしの水稻の作柄は、米穀データバンクによりますと、全国で作況指数が102のやや良となり、本県では5月及び6月の低温の影響で99の平年並みと予測されております。

また、経営所得安定対策への交付申請状況であります。全体で1,882件の申請がありました。このうち産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金が1,800件、畑作物の直接支払交付金が175件となっております。

主食用米の生産動向につきましては、7月末現在、生産の目安に対して41ヘクタール少ない5,687ヘクタールとなっております。

次に、鳥海山木のおもちや美術館についてであります。

7月1日のオープン以来、連日、市内外から多くの方々においでいただき、入館者数は8月1日に1万人に達し、8月26日現在で2万6,634人となっております。小中学生の夏休み期間とも重なり、当初計画を上回る利用状況で推移しておりますが、木育と多世代交流の拠点として、今後ますます多くの皆様に愛され、御利用されることを願うものであります。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第3回市議会定例会に提出いたします案件は、決算認定16件、人事案件1件、条例関係3件、契約締結案件1件、補正予算8件、その他2件の計31件であります。

初めに、認定第1号から認定第16号までの平成29年度各会計の決算認定についてであります。これは地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付しております決算の概要及び決算書をごらんくださいようお願いいたします。

次に、人事案件についてであります。

議案第118号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてありますが、これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、土田優子氏を新任候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係についてであります。

議案第119号学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。これは、旧下川大内小学校の有償貸付に伴う財産処分条件として、補助金返還相当額を基金として積み立て、学校施設整備に要する経費として適切に運用する必要があるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第120号地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは地域再生法の一部改正に伴い、一定の要件に該当する事業者のうち、本社等機能の移転型事業について課税の特例を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第121号畜産センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、矢島畜産センターの採草放牧地の面積を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案件は、畜産クラスター事業の早期着手を図るため、本日の議決をお願いするものであります。

次に、契約締結案件についてであります。

議案第122号水林浄化センター機械電気設備長寿命化工事請負契約の締結についてあります。これは老朽化した公共下水道本荘処理区の水林浄化センターの長寿命化計画に基づいて実施する工事であり、中村鉄工・本荘電気特定建設工事共同企業体と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

本案件は、早期の事業実施を図るため、本日の議決をお願いするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第123号市道路線の認定についてであります。これは、本荘地域の開発行為に伴い、東梵天31号線を新たに認定しようとするものであります。

議案第124号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。これは、平成30年1月15日に羽広字下村地内で発生した、乗用車とコミュニティバスが衝突した事故について、和解及び損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第125号一般会計補正予算（第5号）を本日の議決でお願いすることから、本案件につきましても本日の議決をお願いするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第125号一般会計補正予算（第5号）であります。総務費では、ことし1月に大内地内で発生したコミュニティバスと乗用車の衝突事故に係る損害賠償補償費を追加、商工費では、鳥海鉱山から産出される天然ガスを継続採掘するため、その鉱業権をJX石油開発株式会社と共同取得するための経費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。この財源としては、繰越金200万3,000円を増額し、補正後の予算総額を460億792万6,000円にしようとするものであります。

なお、この補正予算につきましては、早期の執行が必要なことから本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第126号一般会計補正予算（第6号）であります。総務費では、広域行政センターの設備改修に伴う分担金の追加や、ふるさと納税の手続を楽天のサイトからできるようにするため、導入に係る経費などを追加、民生費では、（仮称）由利本荘市いきいきこどもプラザ整備に係る実施設計委託料、軽度生活援助事業費などを追加、衛生費では、町内会に対するごみ集積所設置補助金などを追加、農林水産業費では、5月の豪雨災害に係る県の上乗せ補助として、農地・農業用施設小災害支援事業費補助金や、漁港内のしゅんせつ土砂を撤去するため、漁港管理費などを追加、商工費では、フォレスト鳥海への運営費補助金などを追加、土木費では、石脇自歩道や八塩線の測量設計委託料、除排雪費、石脇地区道路の見直しに係る調査委託料などを追加、教育費では、旧北内越小学校解体に係る実施設計委託料や、鳥海中学校の除雪機が経年劣化により故障し、使用不能となっていることから備品購入費などを追加、災害復旧費では、6月の豪雨による道路・河川の小破災害復旧費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、県支出金や市債などを増額し、一般財源分を繰越金で調整し、7億4,501万6,000円を追加し、補正後の予算総額を467億5,294万2,000円にしようとするものであります。

そのほか議案第127号から議案第132号までの6件は、国民健康保険特別会計を初めとする6特別会計の補正予算を提案するものであります。

以上が第3回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡部聖一君） これにて提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。

議案第118号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よつて議案第118号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第118号については、質疑、討論を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よつて議案第118号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第4、議案第118号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、土田優子氏に係る案件であります。本案は直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よつて議案第118号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第5、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、議案第121号、議案第122号、議案第124号及び議案第125号の計4件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

.....
午前10時18分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第121号、議案第122号、議案第124号及び議案第125号の計4件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。よつて、質疑を終結いたします。

○議長（渡部聖一君） 日程第6、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部聖一君） 日程第7、これより議案第121号、議案第122号、議案第124号及び議案第125号の計4件を一括上程し、各常任委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算1件、その他1件の計2件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、その概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第124号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてありますが、これにつきましては大内地域で発生しました乗用車とコミュニティバスの衝突事故について、損害賠償金183万6,213円を支払い、和解するに当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第125号一般会計補正予算（第5号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では18款及び19款、歳出では2款であります。

歳入18款では、歳出7款に係る一般財源分として、前年度繰越金を16万6,000円追加するほか、歳出2款では、さきに御報告いたしました和解に係る損害賠償金を措置しようとするものであり、その財源として歳入19款の保険収入183万7,000円を充てようとするものであります。

以上、御報告いたしました2件の案件につきましては、早期の執行が必要とのことから本日議決を得ようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋和子君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当委員会に審査付託になりましたのは、条例案1件、予算案1件の合計2件であります。

審査結果については、審査報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第121号畜産センター条例の一部を改正する条例案は、矢島畜産センターの採草放牧地の面積を改めるため、施行日を公布の日として条例を改正しようとするものでありますが、本案件は畜産クラスター事業の牛舎等建設に

ついて早期着手を図るため本日の議決を必要とするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、予算案であります。議案第125号一般会計補正予算（第5号）において当委員会が審査いたしましたのは、歳出7款商工費であります。鳥海鉱山から産出される天然ガスを継続採掘するため、その鉱業権をJX石油開発株式会社と共同取得するための経費を追加しようとするものであります。

本案件につきましては、早期の事務執行が必要とのことから本日議決を得ようとするものであります。原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】

○建設常任委員長（高野吉孝君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、契約関係1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第122号水林浄化センター機械電気設備長寿命化工事請負契約の締結についてであります。これは老朽化した公共下水道本荘処理区の水林浄化センターの長寿命化計画に基づいて実施する工事であり、中村鉄工・本荘電気特定建設工事共同企業体と契約を締結するに当たり議会の議決を得ようとするものであります。

この案件につきましては、早期の事業実施を図るため本日の議決を必要とするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

なお、議案の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（渡部聖一君） 日程第8、議案第121号畜産センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第121号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第9、議案第122号水林浄化センター機械電気設備長寿命化工事請負契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第122号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第10、議案第124号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第124号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第11、議案第125号一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

総務、産業経済の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第125号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第12、議会改革特別委員会の中間報告を議題といたします。

議会改革特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

議会改革特別委員長の報告を求めます。5番今野英元君。

【議会改革特別委員長（今野英元君）登壇】

○議会改革特別委員長（今野英元君） 議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

当特別委員会は、本年6月定例会において、市民により信頼され、開かれた議会を目指し、議会改革に係る調査研究及び提言を効率的、かつ、集中的に行うことを目的とし、10人の委員で設置されました。

去る6月8日に第1回目の特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、また、これまでの議会運営における制度や慣例等が、市民目線に合っているか、議会の仕組み全般について、検討、再構築するとともに、議会の見える化を図ることが、市民からの負託に応えるための議員個々の資質向上、議会全体としての意思決定能力の向上、そして市民の政治参加の促進につながるものとの共通認識のもと、平成32年9月までの期間を目途とした検討事項の選定と作業スケジュールを協議したところであります。

それ以来、現在までに合計3回の委員会を開催し、協議を重ねておりますが、これまで確認された事項等について御報告申し上げます。

初めに、地方自治法の改正により、本年4月1日から、条例で選任しないことができるものとされている議員選出監査委員に関する事項につきましては、監査には議会の目線が必要との観点から、現行のとおり、監査委員3人のうち1人は議員のうちから選出することと確認されております。

次に、議会基本条例に関して、開かれた議会、自立した議会、効率的な議会の観点から、常任委員会などにおける審査等については、議会の合議制の原則に立ち、議員間の自由討議を重視した運営に努め、その活性化を図ることとし、また、常任委員会などの審査における討議内容及び活動状況などの見える化を図るため、今定例会から委員長審査報告内容の改善と閉会中の委員会活動報告を実施することと確認されております。

なお、当特別委員会では、できることからすぐに実行するという方針であり、この後、直ちに各常任委員長より閉会中の委員会活動を報告することになっております。

以上、これまで確認された事項等について概要を御報告申し上げましたが、現在、議員のなり手確保の観点からの議会議員政治倫理条例の見直し、一般質問などのあり方について引き続き検討中であり、また、今後はさらに議員定数や議員報酬などについて、積極的かつ建設的に議論を積み重ねていくこととしておりますので、市民の皆様の御理解をお願い申し上げ、当特別委員会の中間報告といたします。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） これより、中間報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

以上をもって議会改革特別委員会の中間報告を終結いたします。

○議長（渡部聖一君） 日程第13、閉会中の委員会活動報告を議題といたします。

各常任委員長から閉会中の委員会の活動報告がありましたので、これを求めます。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の閉会中の委員会活動として、行政視察の概要について御報告申し上げます。

当委員会では、視察先を検討するに当たり、本市でも最近、急速にふえてまいりました風力発電施設や今後計画されている洋上風力発電及び特別委員会を設置し、改革を進めております議会改革を視察の目的としたところであります。

風力発電については北海道の石狩市、議会改革については先進地である帯広市並びに釧路市を視察先とし、去る7月11日から13日にかけて実施したところであります。

風力発電について訪問した石狩市では、平成19年に新エネルギービジョンを策定し、1人当たりの二酸化炭素排出量の削減目標を策定するとともに、新エネルギーの導入目標を立てて進めているなど積極的に取り組んでおりました。

日本海に面する石狩湾沿岸部は、風力発電に適する風況であることから、既存施設が5カ所9基、建設中及び計画が5カ所52基となっており、石狩湾新港地区に集中して洋上風力も進めておりますが、その背景には、のべつ幕なしに設置されることを極力避け、業者に対して適地、不適地を事前に示しゾーニングしているとのことであり、共存共栄を図っておりました。

また、洋上発電事業における市民への広報、広聴のあり方や、市議会での議論や配慮書、方法書への市当局の低周波音による健康被害発生リスクへの対応について報告を受けた後、現地調査へ向かい、合同会社グリーンパワー石狩が計画している4,000キロワット、26基の（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業の説明も受けてまいりました。

議会改革については、帯広市と釧路市でありましたが、帯広市議会では、改革に当たり37の検討項目を定め、最初の2年間は改革の実践、3年目は条例制定、4年目は条例の運用・検証を行うという改革先行型の条例制定を目指し進めたとのことで、時間をかけ丁寧に計画的に進める重要性を学びました。

また、先般の3月議会では29名の議員のうち19名が一般質問を行っており、総じて質問者は多いとのことで、議員が積極的に当局に質問、提案している様子をうかがい知ることができました。

釧路市議会では、議会改革等検討協議会を設置し、第1次協議会、第2次協議会に分け、パブリックコメントを実施するなど、開かれた議会を目指し進めたとのことであり、議会基本条例の議会改革との関連性や議員報酬及び政務活動費の金額決定への基本的考え方についても学び、私たちが進めている議会改革に取り入れながら、よりよい改

革への思いを強くしたところであります。

以上で、総務常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番三浦晃君。

【教育民生常任委員長（三浦晃君）登壇】

○教育民生常任委員長（三浦晃君） 教育民生常任委員会の閉会中の委員会活動として、行政視察の概要について御報告申し上げます。

当常任委員会では、7月10日から12日までの日程で、愛知県東海市、長久手市、大府市の3市への行政視察を行いました。

今回の主な目的は、健康寿命ランキング上位に位置している愛知県の先進自治体における市民の健康増進や健康長寿への取り組みを視察し、同じく健康長寿に取り組んでいる本市の参考にしたいという思いから視察先を決定したものであります。

初めに、東海市では、いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例を制定し、いきいき元気推進事業を進めておりました。そのきっかけは高血圧や糖尿病といった生活習慣病患者が多いこと、特定健康診査の受診率が低いことなどに危機感を持ったということでありました。

主な取り組みとして、市内10カ所にウォーキングコースを整備し、個々のペースに合ったウォーキングペースを体感できる工夫がなされておりました。

食生活では、いきいき元気メニューを商工会と連携して作成し、市内32店舗の飲食店や各事業所の食堂でカロリーの低いランチメニューを提供しておりました。

また、カゴメ発祥の地であるという特性を生かした、カゴメ株式会社との連携によるトマトd e健康プロジェクトを展開し、さまざまな場面で食生活にトマトを取り入れる工夫しておりました。本市では地酒での乾杯を推進しておりますが、東海市ではトマトジュースでの乾杯を推奨しておりました。

さらに、メディカルステーションとして、医師会、歯科医師会、薬剤師会と事業協定を結び、市民の健康管理の一翼を担っておりました。

長久手市は、市民の平均年齢が平成27年の国勢調査では37.7歳と全国一若い市でした。これは、自動車産業が盛んな豊田市のベッドタウンとなっていることが大きな要因と思われまます。

市街地整備された都市部と自然が広がる田園部とが東西にきっちり分かれており、人口の増加率は県内1位であるものの、隣人同士のつながりが薄く、平成25年ごろから孤立死、孤独死が問題視され始めました。これを捉えて市では、各地域の協力を得て支え合いマップを作成することにより、どこに、どんなふうにいる人がいるかを地図上で把握し、市民による地域の支え合いや、防犯パトロールなどの見守り体制の充実を図っておりました。今後も市民全体のまちづくりを目指し、地域の助け合い、支え合いのため、継続した取り組みを実施していく予定とのことでありました。

また、公営墓地運営では、墓石付芝生墓所のほかに、市民からの要望により、樹木型合葬式墓所を採用しておりました。昨今の生活様式のニーズに応えたもので、1,000体の納骨が可能とのことでありました。

大府市では、認知症対策に積極的に取り組んでおり、認知症を予防できるまち、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して認知症不安ゼロ作戦事業を実施し、国立

長寿医療研究センターと連携して健康長寿サポート会議を発足し、共同で認知症予防プログラムを作成するなど多種多様な活動を展開しておりました。

一例としては、高齢者全体の健康増進を図るために脳と体の健康チェックを行い、問題のある因子に焦点を絞り、検査項目を厳選したプラチナ長寿検診を実施し、さらに、コグニートという記録型の健康増進システムを開発し、運用しておりました。

これは、身体活動や知的活動、社会活動を毎日記録し、記録用紙を市内11カ所に設置された専用読み取り機で読み取り、後日、前の月の結果と比較する結果レポートが送られる仕組みであり、これによって自分の活動を確認でき、活動意識の向上につながることでありました。

人口規模や財政状況の違いはあるものの、今回の視察において学んだ事例から、本市の特性や実情に合った独自の健康長寿事業の研究を、今後さらに市民や民間企業と連携しながら進めていく必要があると感じたところであります。

以上で、教育民生常任委員会の行政視察報告を終わります。

- 議長（渡部聖一君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

- 産業経済常任委員長（高橋和子君） 産業経済常任委員会の閉会中の委員会活動として、行政視察の概要について御報告申し上げます。

当委員会では、7月10日から12日までの日程で行政視察を行いました。

初めに、青森県西目屋村であります。視察の目的は、今年度中に鳥海ダム基本計画が出る予定であることから、白神山地の入り口に位置する同村に、平成28年に竣工した津軽ダムを研修してまいりました。

ダムを活用した地域振興、既存の観光地を絡めた周辺観光、地域経済への波及効果などを説明いただき、ダムと白神山地を一带とした観光開発につきましては、水源地域ビジョンをつくり、ビジョンに基づいてさまざまな事業を展開しておりました。

その中で、マタギの方々が地域の方々と一緒に白神山地、ダム湖への案内や山菜等の販売などを行う会社を立ち上げて事業を展開しており、大きな収益を上げておりました。

ダム湖では、水陸両用バスが道の駅から出発し、湖にそのまま入り水上遊覧ができ、白神山地と湖が一体となったダムレイクツアーが実現されておりました。

建設に伴う地域経済効果は、平成26年単年度で68億2,000万円であり、地元還元率は51%であります。雇用創出については全体の82%が地元の方でありました。また、工事中的の見学者は5年間で20万人を超えたと報告がありました。

鳥海ダムも鳥海山、法体の滝など周辺にすばらしい観光資源があり、早急に具体的ビジョンを策定し、地域経済発展のため全力を挙げて取り組むべきと強く思いましたし、本市独自の個性を持ったビジョンも必要であるとも考えます。

なお、この研修には鳥海ダム工事事務所と市のダム担当者が参加しております。

次に、北海道富良野市では、広域観光振興及びふらの版DMOの取り組みを視察の目的として研修してまいりました。

北海道の中央に位置し、近年では絵画のような美しい農村風景と青空に映えるラベン

ダーを中心とした自然景観により、年間170万人が訪れる観光地であります。

観光振興は広域で行うべきとの観点から、平成9年に1市4町1村で観光圏をつくり、単独市などでは解決できない課題解決のため、行政、1次・2次・3次産業など27団体が協議会を設立し、閑散期対策、雇用や2次交通の維持、人材育成、規制緩和、持続財源の検討、景観、道路、河川の保全などに、この圏内の住民理解と関与を得て地域一体での取り組みをしております。そして、細かいところまで行き届いた観光振興をしております。

本市でもジオパーク、環鳥海観光など広域で取り組むべきことが多くなってきており、他の地域とも今以上に連携を密にして取り組むことが必要でありますし、また、富良野市のように実務経験を積み重ねた観光業務に特化したスペシャリストの職員づくりも必要なのではないかと思います。

また、もう一つの視察目的であります。ふらの版DMOとは、お客様の心の中を中心に考えるをもち、内外の人材やノウハウを取り込みつつ、自然、食、芸術、芸能、風習など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行うまちづくり法人であり、拠点としている建物の1階では情報発信も行う観光案内所、土産物販売、レストラン、2階では商工観光課、観光協会、商工会議所など、3階では宿泊施設となっております。広域観光マネジメントを全てこの建物の中に集約して実施されており、観光客のさまざまな動向を細かく調査をして次につなげるプランを立てておりました。

これからの戦略の中心に民泊にも力を入れていく、また、自分らしくいられる住んでよしのまちづくりを目指しております。

本市においても、行政、民間など全て観光に関係する機関が密に連携して、きめ細かな活動を展開するべきと感じたところであります。

以上で、産業経済常任委員会の閉会中の委員会活動報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】

○建設常任委員長（高野吉孝君） 建設常任委員会の閉会中の委員会活動として、行政視察の概要について御報告申し上げます。

今回の最初の視察は、平成30年7月10日、愛知県春日井市で、街づくり支援制度についての研修でした。

この制度は、区画整理事業などが行われていない、幅員4メートル未満の狭い市道が残る地域で、住民と市の協働により住環境の整備や改善を図る目的でつくられたもので、平成21年度から施行されてきました。

春日井市は、5人以上で設立された街づくり推進団体に対して、用地の買い取りや支障物の撤去・移設費用の補償をするだけでなく、活動に対する情報提供や境界確認費用などの助成を行っています。

由利本荘市には、市道3,647路線のうち、幅員4メートル未満の道路が503路線ありますが、全体延長2,114キロメートルの約5%が4メートル未満の狭隘道路となっております。このような道路は車両の交互通行が大変なほか、特に市の中心部では除雪車が来ないという苦情もあり、救急車、宅配便、デイサービスなどの車両が道路をふさぐなど

通行に支障を来たしています。本市でも春日井市の事例を参考に、通行に危険な道路を整備すべきと感じました。

次に、翌日の7月11日、静岡県藤枝市で借上型公営住宅制度を研修しました。この制度は民間のオーナーである大家さんが建てた新築住宅を、市営住宅として市が最長20年間借り上げ、市民に提供するものです。

平成8年に公営住宅法が改正され、借上型住宅でも借り上げ期間を対象に国庫支援を受けられるようになりました。

借上型公営住宅は、市側から見れば建築費などのイニシャルコストが少なく、住宅を貸す人から見れば空き部屋の心配が要らないという大きなメリットがあります。

その他、市のメリットは、（１）人口減少による需要低下に対応し、必要戸数の調整が容易である。（２）不要になった市営住宅跡地を処分し、市の新たな財源を確保できる。（３）建てかえ事業やバリアフリー化の促進が図られる。（４）建物管理が減り、大規模修繕の費用が発生しないなどです。

デメリットは、（１）20年間の借り上げ期間終了後、所有者に返還の対応が生じる。（２）破産等の所有者交代が発生した場合は対応が必要になる。（３）借り上げ期間終了までに国の補助制度が打ち切りになった場合は費用負担が発生するなどが考えられます。

人口減少や財政難を考えると、借上型公営住宅については、市営住宅の募集戸数に対する応募件数が極めて少ない本市でも検討の価値はあると感じました。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

以上をもって閉会中の委員会活動報告を終結いたします。

○議長（渡部聖一君） これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

明29日から31日までは議案調査のため休会、9月1日、2日は休日のため休会、3日は議案調査のため休会、4日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、9月4日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時43分 散 会